

社会福祉法人 こもはら福祉会 女性活躍推進行動計画(第 1 次)

法人職員が、仕事と子育てや家庭生活との調和を図りながら働きやすい職場環境を整えて、すべての女性職員がその能力を十分に発揮できるようになることを目標に、次のとおり行動計画を策定します。

【計画期間】

平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間

【内 容】

目標 1：年次有給休暇取得日数を一人当たり 10 日以上とする。

対策 計画的に有給休暇の取得を設定するよう周知するとともに、取得し易い職場環境を整備して取組を推進する。

目標 2：子ども行事参加特別休暇の取得を促進する。

対策 就業規則に、子どもの生活に関わる時間を創出する子育て支援の一環として、保育所、幼稚園、小・中学校の子どもを持つ全職員を対象に、1 年に 1 日（4 時間 × 2 回）の保護者参観等への参加のための特別休暇を規定しておりこれを促す。

目標 3：リフレッシュ休暇としての有給休暇の取得を促進する。

対策 ワークライフバランスの観点から、2 日間連続した休日を挟んでその前日と翌日に休むことで、4 日間連続した休暇を 1 年に 1 回は取得し、家族等と共にリフレッシュする機会が持てるよう周知する。

目標 4：子どもの出生時に父親が取得できる特別休暇の取得を推進する。

対策 就業規則に、子育て支援の観点から、妻の出産時の入院付き添い等ができるよう、2 日間の特別休暇を規定しており、これを促す。

目標 5：育児休業取得を希望する女性職員の取得率 100%を継続して、育児休業から復帰した職員のサポートを行い、不安解消、キャリア育成に努める。

対策 男性職員も含めて育児休業が取得できることを全職員に周知するとともに、取得希望者の個別相談に対応する。

目標 6：法人独自の子ども手当制度を継続する。

対策 子育て支援策の一環として、法人運営保育園に子どもを通園させる職員に手当を支給している制度について継続し周知する。